

Data Security Newsletter

2025年3月26日

AI 関連のルールメイキングに関する近時の動向 ～AI 法案・AI 事業者ガイドライン・AI 契約チェックリスト～



弁護士 岡田 淳

TEL. 03-5220-1821

atsushi.okada@morihamada.com



弁護士 飯野 悠介

TEL. 03-6266-8942

yusuke.iino@morihamada.com

I. はじめに

2025年2月28日、政府は、[人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案](#)(以下「AI 法案」といいます)を閣議決定し、国会に提出しました。また、同年3月7日及び17日には、総務省及び経済産業省が主催する各検討会において、[AI 事業者ガイドラインの第1.1版\(案\)](#)が公表されています。さらに、これらに加えて、2025年2月18日、経済産業省より、当事者間の適切な利益及びリスクの分配を促すこと等を目的として、契約締結上の留意事項等を整理した「[AI の利用・開発に関する契約チェックリスト](#)」(以下「AI 契約チェックリスト」といいます)も公表されています。

AI法案については、本国会中に成立し公布された場合には、一部の規定を除き、直ちに施行されることとなります。また、AI 事業者ガイドラインについても、近日中に第1.1版の確定版が公表されるものと考えられます。

本ニュースレターでは、AI 関連のルールメイキングに関する近時の動向として、AI 法案、AI 事業者ガイドライン及び AI 契約チェックリストについて、特に民間事業者への関係が深い点を中心に解説します。

II. 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案

1. AI 法案提出に至る経緯

法制度の可否を含む AI 制度のあり方については、政府の AI 戦略会議の下に設置された AI 制度研究会において議論がなされてきました。AI 戦略会議及び AI 制度研究会における議論の結果を踏まえて 2025 年 2 月 4 日に内閣府より公表された中間とりまとめでは、イノベーション促進とリスク対応の両立を重視する方針の下、事業者の自主的な対応を尊重し、また既存の個別法令等の活用を前提としつつも、「政府による指針の整備・対応や AI に関する実態の調査・把握にあたっては、事業者による自主的な対応も重要であるが、実効性を確保することが必要であるため、事業者の活動にもたらす影響等を考慮しつつ、法制度により実施すべきである」と明記され、AI に係る速やかな法整備に向けた提言が行われていました。

中間とりまとめの結果も踏まえ、2025 年 2 月 28 日、内閣府より、AI 法案が国会に提出されています。

2. AI 法案の概要

AI法案は、我が国において AI に焦点を当てて策定された初の法律案です。全 28 か条からなり、総則(第 1 章)、基本的施策(第 2 章)、人工知能基本計画(第 3 章)、及び人工知能戦略本部(第 4 章)の 4 章から構成されています。

〔AI 法案の概要(内閣府資料より抜粋)〕

法案の概要	目的	国民生活の向上、国民経済の発展
	基本理念	経済社会及び安全保障上重要 → 研究開発力の保持、国際競争力の向上 基礎研究から活用まで総合的・計画的に推進 適正な研究開発・活用のため透明性の確保等 国際協力において主導的役割
	AI戦略本部	本部長：内閣総理大臣 構成員：全閣僚 関係行政機関等に対して必要な協力を求める
	AI基本計画	研究開発・活用の推進のために政府が実施すべき施策の基本的な方針等
	基本的施策	研究開発の推進、施設等の整備・共用の促進 人材確保 教育振興 国際的な規範策定への参画 適正性のための国際規範に即した指針の整備 情報収集、権利利益を侵害する事案の分析・対策検討、調査 事業者・国民への指導・助言・情報提供
	責務	国、地方公共団体、研究開発機関、事業者、国民の責務 関係者間の連携強化 事業者は国等の施策に協力しなければならない
	附則	見直し規定（必要な場合は所要の措置）

(1) 目的及び定義

AI 法案は、「人工知能関連技術が我が国の経済社会の発展の基盤となる技術であることに鑑み、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策について、基本理念並びに人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画の策定その他の施策の基本となる事項を定めるとともに、人工知能戦略本部を設置することにより、科学技術・イノベーション基本法(平成七年法律第百三十号)及びデジタル社会形成基本法(令和三年法律第三十五号)その他の関係法律による施策と相まって、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的とするものです(1条)。

同法案において、人工知能関連技術とは、「人工的な方法により人間の認知、推論及び判断に係る知的な能力を代替する機能を実現するために必要な技術並びに入力された情報を当該技術を利用して処理し、その結果を出力する機能を実現するための情報処理システムに関する技術」をいうものとされています(2条)。

(2)基本理念

また、3 条において、基本理念が定められていますが、活用事業者にも関係の深いものとして、人工知能関連技術の研究開発及び活用の過程の透明性の確保等が必要であることが定められています。すなわち、「人工知能関連技術の研究開発及び活用は、不正な目的又は不適切な方法で行われた場合には、犯罪への利用、個人情報への漏えい、著作権の侵害その他の国民生活の平穏及び国民の権利利益が害される事態を助長するおそれがあることに鑑み、その適正な実施を図るため、人工知能関連技術の研究開発及び活用の過程の透明性の確保その他の必要な施策が講じられなければならない」とされています(3 条 4 項)。

(3)活用事業者その他関係者の責務

さらに、国、地方公共団体、研究開発機関及び国民の責務等に加えて、活用事業者の責務として、人工知能関連技術の積極的な活用や、国及び地方公共団体の施策に協力することが規定されています。具体的には、「人工知能関連技術を活用した製品又はサービスの開発又は提供をしようとする者その他の人工知能関連技術を事業活動において活用しようとする者(以下「活用事業者」という。)は、基本理念にのっとり、自ら積極的な人工知能関連技術の活用により事業活動の効率化及び高度化並びに新産業の創出に努めるとともに、4 条の規定に基づき国が実施する施策及び 5 条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない」とされています(7 条)。

(4)基本的施策

さらに、基本的施策として、研究開発の推進等、施設及び設備等の整備及び共用の促進、適正性の確保、人材の確保等、教育の振興等に加え、調査研究等として、国が、「国内外の人工知能関連技術の研究開発及び活用の動向に関する情報の収集、不正な目的又は不適切な方法による人工知能関連技術の研究開発又は活用に伴って国民の権利利益の侵害が生じた事案の分析及びそれに基づく対策の検討その他の人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に資する調査及び研究を行い、その結果に基づいて、研究開発機関、活用事業者その他の者に対する指導、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずる」ものとされています(16 条)。

(5)人工知能基本計画及び人工知能戦略本部

上記の他、政府は、基本理念にのっとり、基本的施策を踏まえ、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画(以下「人工知能基本計画」といいます)を定めるものとされています(18 条)。そして、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、人工知能戦略本部(以下「本部」といいます)を置くこと、本部の長である人工知能戦略本部長は、内閣総理大臣が務めること、並びに、本部は人工知能基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること等の

事務をつかさどることなどが定められています(19条乃至22条)。また、本部の権限として、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関等に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができるほか、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、上記以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができるかとされています。

3. 今後の見通し

本国会中に AI 法案が成立し公布された場合には、人工知能基本計画及び本部に関する規定を除き、直ちに施行されることとなっています。また、人工知能基本計画及び本部に関する規定についても、公布から 3 か月以内に施行されることとなっています。

Ⅲ. AI 事業者ガイドライン第 1.1 版

1. AI 事業者ガイドライン更新の経緯

AI事業者ガイドラインは、AI 活用に取り組むすべての事業者が、AIのリスクを正しく認識し、必要となる対策を自主的に実行できるよう、AI の開発・提供・利用の観点から基本的な考え方を示す AI ガバナンスの統一的な指針として、2024 年 4 月 19 日、総務省及び経済産業省により策定・公表されたものです。AI 事業者ガイドラインにおいて、マルチステークホルダーの関与の下で、AI をめぐる国際的な議論の進展等目まぐるしく変化する動向の中、AI の安全安心な活用が促進されるよう、AI 事業者ガイドラインを Living Document として更新していくことが予定されており、2024 年 4 月の公表後も更新に向けた議論が行われ、2024 年 11 月には第 1.01 版が公開されていました。

第 1.0 版の策定時には、総務省と経済産業省が共同事務局となっていました。2024 年度においては、独立行政法人情報処理推進機構内に設置されている AI セーフティ・インスティテュート(AISI)も共同事務局として加わっています。

AI事業者ガイドライン第 1.1 版(案)は、事業者へのアンケート・ヒアリング、その他動向調査等のほか、総務省並びに経済産業省及び AISI 主催の下開催された検討会における議論を踏まえて策定・公表されています。

2. 更新内容の概要

AI事業者ガイドライン第 1.1 版(案)においては、①リスクの追加・分類・マッピング、②開発、提供、利用に
当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

おける契約に関して留意すべき事項の記載、③生成 AI に関する新たなリスクや留意点の記載、④AI ガバナンスの取組事例の充実化、⑤AI ガバナンスに関する国内外の最新動向の追記、⑥AI ガバナンスにおける重要な単語の定義や表現の見直し、⑦UI の改善等の更新が行われています。

〔更新内容の概要(総務省・経済産業省資料より抜粋)〕

令和6年度更新論点及び更新方針 一覧

総務省検討会：AIネットワーク社会推進会議・AIガバナンス検討会
経産省検討会：AI事業者ガイドライン検討会

#	更新論点	主なご意見	更新方針
1	AIによるリスクの洗い出し・分類	総務省検討会	リスクの追加・分類・マッピング ✓ AIによる新たなリスク 及び リスクを網羅的に参照する上でのリスク分類を追加 ✓ リスク分類案とガイドラインの「共通の指針」とのマッピングを追加
2	AIの契約に関する留意事項	経産省検討会	開発、提供、利用における契約に関して留意すべき事項の記載 ✓ 「契約モデルや契約当事者の多様化」に関する記載を充実化 ✓ 「開発者・提供者・利用者の間における責任分界」に関する記載を充実化
3	生成AIに関する記載の追加	両検討会	生成AIに関する新たなリスクや留意点の記載 ✓ マルチモーダルな生成AIに関する記載を追加 ✓ RAG導入に関する記載を追加 ✓ プログラムコード生成に関する記載を追加 ✓ AIEージェントに関する記載を追加
4	AIガバナンスに関する事例の充実	両検討会 事業者	AIガバナンスの取組事例の充実化 ✓ 「リスクベース・アプローチ」を実施する上で考慮すべき点を追加 ✓ 「グローバルなAIガバナンスを構築している企業」「中小・スタートアップ企業」「地方自治体」の事例を追加 ✓ AIガバナンスを構築する上での事業者の「人材不足」の課題を追加
5	AIガバナンスの動向等の反映	両検討会	AIガバナンスに関する国内外の最新動向を追記 ✓ AI制度研究会等、国内動向において注視すべき最新状況を追記 ✓ 広島AIプロセスの動向等、国際的な動向において注視すべき最新状況を追記
6	特定単語の整理・見直し	両検討会	AIガバナンスにおいて重要な単語の定義や表現の見直し ✓ 「バイアス」の定義や表現の見直し ✓ 「透明性」の定義や表現の見直し ✓ 「多様性」「包摂性」に関する表現の揺れを修正
7	その他	両検討会	UIの改善 ✓ 目次から該当ページへのリンク

上記のうち②開発、提供、利用における契約に関して留意すべき事項として、後述する AI 契約チェックリストの内容を踏まえた更新が行われているほか、責任分界の明確化が求められる背景(事故発生時にどの主体がどのような責任を負うかについて明確な基準がなく、事業者としてリスクシナリオを描けず、AI 導入を断念・躊躇する場合もあること)や、事故発生リスクとの関係で契約上留意すべき事項(契約当時には想定していなかった事故が生じる可能性や、周辺環境の変化を踏まえて契約内容の見直しを行うことが重要であること)等について追記がされています。

また、③生成 AI に関する新たなリスクや留意点の記載について、生成 AI に関する技術の進歩や事業者における導入の進展を踏まえ、マルチモーダルな生成 AI、RAG(検索拡張生成)、プログラムコードの生成等に関する記載が拡充されています。具体的には、マルチモーダルな生成 AI を中心とする AI システム・サービスの生成物については、比較的容易により精巧な生成物の生成が可能となるため、その精巧さにより誤解や偏見等を助長する可能性があることや、他者の知的財産権等を侵害する可能性があること等にも留意しつつ、その利用に際し人間の判断を介在させる等の対策を講じることが重要であること、RAG を活用した

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

場合には生成 AI による回答の収束が加速する可能性が高いため、例えばコンテンツの多様性・独創性を必要とする業務については、RAG の活用が適切ではない場合もあることに留意が必要であること、プログラムコードを生成する AI を活用する場合は、生成したコードの安全性やセキュリティ面への配慮が重要となること、などが追記されています。

さらに、④AI ガバナンスの取組事例の充実化に関し、これまで、第 1.0 版においても、AI ガバナンスを推進するにあたり、多くの企業がつまずきやすい観点を示し、事業者において、自身の AI ガバナンスの構築のための検討を、具体例を交えつつ行うことが可能となることを目的として、実際の取組事例についても記載されていましたが、今回の更新に当たって、グローバルな AI ガバナンスを構築している企業の事例、中小・スタートアップ企業の事例、地方自治体の事例が追加されています。これらの事例を通じて、企業が、自社の置かれた状況等に照らして実際にどのような取り組みを実施しているのかを知ることができ、参考になるものといえます。

IV. AI 契約チェックリスト

1. AI 契約チェックリスト策定の経緯

AI 技術を利用したソフトウェアの開発・利用に関する契約の基本的な考え方等については、経済産業省が、いわゆる識別系 AI の分野において、AI モデル(学習済みモデル)が実用化段階に入った当時の市場環境を前提に、2018 年に「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」(以下「契約ガイドライン」といいます)を策定・公表(その後 2019 年に一部改訂)していました。もともと、その後 2022 年頃より、基盤モデルに代表される生成 AI 技術を用いたサービスが急速に普及し始め、AI モデルの開発だけでなく、その利活用の局面における契約の重要性が以前よりもさらに高まりました。また、急速な普及ゆえに、AI の利活用に関する契約に伴う法的なリスクを十分に検討できていない可能性や、保護されるべきデータや情報が予期せぬ目的に利用され、また第三者に提供される等、想定外の不利益を被る可能性等の懸念が指摘をされていました。このような契約ガイドライン以降の市場環境の変化等を踏まえて、AI 利活用の実務になじみのない事業者を含め、日本の事業者が実務上用いやすい形式で取りまとめたものとして、2025 年 2 月 18 日、経済産業省が、「AI の利用・開発に関する契約チェックリスト」を策定・公表しました。

2. AI 契約チェックリストの概要

(1) 想定される読者、ユースケース及び契約類型

AI 契約チェックリストは、想定読者として、主に、①社内法務部・顧問弁護士等が契約条項を具体的に検討
当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

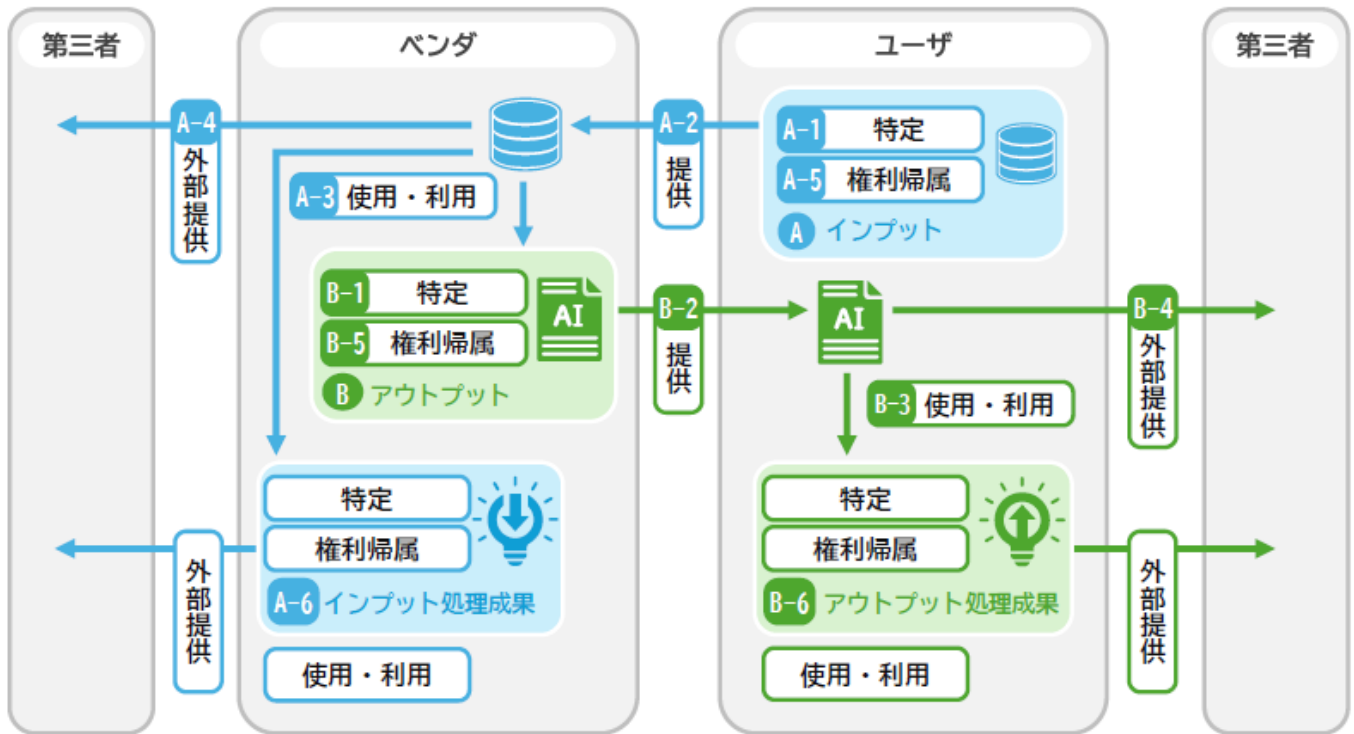
する場面、及び、②ビジネス部門担当者等が契約についての初期的な検討を行う場面を想定しています。

また、想定するユースケースとしては、AI 事業者ガイドラインの整理を前提に、サービス提供型(AI 提供者が AI システムを運用し AI 利用者が AI サービスを利用するケース)に相当する「汎用的 AI サービス利用型」、システム提供型(AI 提供者から AI 利用者に AI システムが提供されるケース)に相当する「新規開発型」、そして、その中間に位置する「カスタマイズ型」の 3 つの類型を想定しています。そして、これらのユースケースにおいて通常取り扱われる契約条件について、AI システムの開発を伴わない既存の AI サービスを利用する契約類型(利用型契約)と、何らかのソフトウェア、データベース、モジュールやシステムの開発を伴う契約類型(開発型契約)とに分けて、チェックポイントを抽出・整理しています。

(2)チェックリストの対象となる条項

AI 契約チェックリストは、AI 関連サービスを提供する者を「ベンダ」、これらを利用する者を「ユーザ」と定義したうえで、対象となる条項として AI 関連サービスの利用に際して、ユーザがベンダに対し「インプット(プロンプト、学習用の生データ等)」を提供し、ベンダがサービス内容に応じた「アウトプット(分析結果・コンテンツ等の AI 生成物、AI システム等の成果物等)」を出力・提供する場面を念頭に置いています。また、ベンダがユーザから提供されたインプットを用いて、アウトプット以外の処理成果(「インプット処理成果(学習用データ、中間生成物、派生的知的財産等)」)を創出することや、ユーザがアウトプットを処理することにより何らかの処理成果(「アウトプット処理成果(AI 関連サービスが出力するコンテンツを自ら加工したもの等)」)を得ることも想定されています。

〔チェックリストの対象となる条項の概要(経済産業省資料より抜粋)〕



上記のような、AI 関連サービスの利用態様を想定したうえで、対象となる条項ごとに、チェックポイント、事実上取り得る対応等を整理しています。たとえば、インプットの定義を定める条項について、「インプットの定義は、ユーザがベンダに対し提供する情報のうち、契約上保護することが必要な情報を含んでいるか」などといったチェックポイントが掲げられており、「インプットの定義に該当しない情報は、ベンダが自由に利用可能であることを前提に、不必要な情報は提供しない」などといった取り得る対応が挙げられています。

なお、AI 契約チェックリストにおいては、具体的なチェックリストに加えて、チェックリストを活用するうえでの留意点として、インプット提供に関する留意点、開発型に関する留意点、個人情報保護法に関する留意点、セキュリティに関する留意点及び規約改定に関する留意点も記載されています。

V. おわりに

今後、AI法案が公布・施行された場合には、AI の研究開発及び活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進がより一層加速していくものと考えられます。AI 法案は、民間事業者に対して一定の責務を課しているものの、個別具体的に厳格な行為規制を課すものではなく、罰則もありませんが、民間事業者として、人工知能関連技術の研究開発及び活用の過程の透明性の確保等の基本理念にのっとり、人工知能関連技術の活用等に努めることが求められています。また、国による人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に資する調査及び研究や、その結果に基づく活用事業者等に対する指導、助言、情報の提供等も想定されています。また、内閣府の中間とりまとめにも記載されていたとおり、AI 法案が公布・施行された後におい

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

ても、事業者による自主的な対応が重要であるという点には変わりはないものと考えられます。

以上のような状況を踏まえると、民間事業者としては、AI 法案の動向や、同法の公布・施行後に実施される施策や人工知能基本計画の内容等を引き続き注視することが求められるとともに、AI 事業者ガイドラインや外部専門家の意見等も参考にしながら、AIガバナンス等についての自主的な取組を進め必要に応じてその実施状況等を外部に説明可能な状態を確保しておくことが、より一層重要になってくるものといえます。